

報告事項について

- (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正について————— 1
- (2) 環境中の重金属対策に関する国際的な動きについて————— 9
- (3) 平成20年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウムについて— 18
- (4) 改正石綿救済法の施行について————— 19
- (5) 石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会の設置について—— 21

【別紙】化学物質審査規制法の見直しについて（答申）

(お知らせ)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

<厚生労働省、経済産業省同時発表>

平成 20年 11月17日 (月)
環境省 総合環境政策局
環境保健部 環境安全課
直 通：03-5521-8260
代表番号：03-3581-3351
課 長：木村 博承(6350)
課長補佐：瀬川 恵子(6353)
係 長：伊藤 貴輝(6360)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」が平成 20 年 11 月 18 日 (火) に閣議決定される予定であることをお知らせいたします。本政令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 86 号) に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直し並びに第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種の追加を行うため、同法施行令 (平成 12 年政令第 138 号) について所要の改正を行うものです。

また、本年 9 月 29 日から 10 月 29 日にかけて実施した本政令案に関する意見募集 (パブリックコメント) について、寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方を取りまとめましたので、併せてお知らせします。

1. 改正の趣旨

本政令は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、第一種指定化学物質^{※1} 及び第二種指定化学物質^{※2} として指定する物質を見直すとともに、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種として医療業を追加するものです。

※1：人や生態系への有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。

※2：第一種指定化学物質と同等の有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在することとなる可能性があるとして認められる化学物質として政令で指定。

2. 改正の内容

(1) 第一種指定化学物質の見直し

現行 354 物質が指定されているところ、改正後は 462 物質となります。また、特定第一種指定化学物質^{※3}についても、現行 12 物質が指定されているところ、改

正後は 15 物質となります。

(2) 第二種指定化学物質の見直し

現行 81 物質が指定されているところ、改正後は 100 物質となります。

(3) 業種の追加

環境への排出量等の把握及び届出を行う義務等を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に、医療業が追加されます。

※3：第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等を有する物質として、P R T R 制度※4の届出における取扱量のすそ切りが年間 0.5 トン以上（その他の第一種指定化学物質は年間 1 トン以上）に設定されている物質。

※4：一定の要件を満たす事業者に対し、対象となる化学物質について、事業所からの環境への排出量等を自ら把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。第一種指定化学物質が対象。

3. 今後の予定

閣	議	平成 20 年 11 月 18 日（火）
---	---	----------------------

公	布	平成 20 年 11 月 21 日（金）
---	---	----------------------

施	行	MSDS 制度※5 施行	平成 21 年 10 月 1 日
---	---	--------------	------------------

（P R T R 制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成 22 年度から、届出は平成 23 年度から実施）

※5：対象となる化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡等する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供することを義務付ける制度。第一種及び第二種指定化学物質が対象。

4. パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

平成 20 年 9 月 29 日（月）～平成 20 年 10 月 29 日（水）

(2) 御意見の提出件数

のべ意見数：38 件（意見提出者数：25 団体・個人）

(3) 御意見に対する対応

寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方は、別添のとおり取りまとめました。

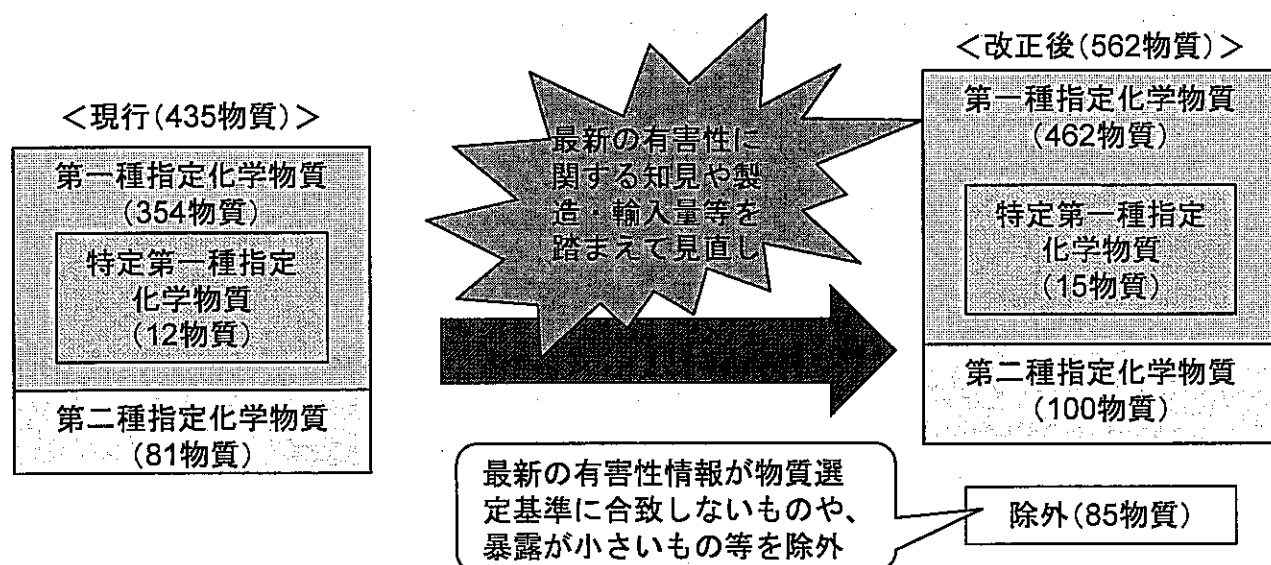
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正点

1. PRTR制度・MSDS制度の対象となる物質の見直し

- PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、現行354物質から462物質に変更
- 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切りがより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、現行12物質から15物質に変更
- MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、現行81物質から100物質に変更

PRTR制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

MSDS制度：性状や取扱いに関する情報の提供に関する制度（Material Safety Data Sheet）



2. PRTR制度の対象となり得る業種への医療業の追加

PRTR制度に基づく環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う「第一種指定化学物質等取扱事業者」となり得る業種に、医療業を追加する。

【改正後のPRTR制度の対象となり得る業種（現行23業種に医療業を追加）】

1 金属鉱業	9 倉庫業	17 機械修理業
2 原油及び天然ガス鉱業	10 石油卸売業	18 商品検査業
3 製造業	11 鉄スクラップ卸売業	19 計量証明業
4 電気業	12 自動車卸売業	20 一般廃棄物処理業
5 ガス業	13 燃料小売業	21 産業廃棄物処分量
6 熱供給業	14 洗濯業	22 <u>医療業</u>
7 下水道業	15 写真業	23 高等教育機関
8 鉄道業	16 自動車整備業	24 自然科学研究所

＜施行日＞

平成21年10月1日

（PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施。）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成20年9月29日（月）～平成20年10月29日（水）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び厚生労働省・経済産業省・環境省ホームページに掲載
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2. 御意見の提出件数

意見提出者数： 25団体・個人
のべ意見数： 38件

3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方について 別紙のとおり

通し 番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	第3条	医療業の追加に賛同する。医療関連施設において、使用されてる、あるいはこれから市場へ出るであろう化学物質(医薬品)などの環境への配慮から、最低限の環境法(たとえば化審法)対応をすべき。医療関連施設において、既存の使用されてる化学物質等への対応は、施設としての改善、あるいは専門家を常駐させ、環境への排出がないよう、努力していただく方策も有効。	本政令案の内容に賛成の御意見と理解します。
2	第3条	医療業を追加すべきではない。法制定当初のパブコメの中で、病院等については、消毒剤・防腐剤等の使用量は少なく推計することが適当とされている。現在推計されているエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについて、出荷額、医療業での使用率などに変化がほとんどないことから、当初の考え方どおり推計することが適当である。	法制定時と比べ、個々の事業者による取扱量が増加傾向にあり、医療業全体として現行指定されている他業種と同程度の排出が認められたこと等から医療業を追加しています。
3	第3条	医療業の業種の追加について、届出の公平性を担保するようにすべきである。今回、大規模病院を含む医療業を届出対象にすることで公平性が確保されると考えられる。ただし、医療業は今までPRTR制度に関する情報提供が行われていなかったため、対象事業所が届出を必ず行うように、広報活動等に努めるべき。	PRTR制度の適切な届出の励行について、関係省庁・関係機関と連携のうえ、引き続き取組んで参ります。
4	別表第一 72 塩化第二鉄	塩化第二鉄を第一種指定化学物質にする必要を明記すべき。金属等のエッチング液及び排水処理の凝集助剤として使用しているが、使用後の排出時には他物質に転化されているため、そのものの環境への排出は極めて少ないと考えられる。	変異原性について、細胞遺伝学試験で in vivo陽性であること(IUCLID(2000))と、生態毒性について、甲殻類の48時間EC50:9.6mg/l(AQUIRE, 2003)であること及び製造・輸入量が年間100トン以上であることから、審議会答申に則り、第一種指定化学物質としています。
5	別表第一 72 塩化第二鉄	塩化第二鉄については、液状(水溶液)を含む場合、部分的にイオン化しているため、物質としての算出方法が不明確である。水溶液を除外する等算出方法を明示していただきたい。	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の算出方法等について検討し、今後ホームページ等で情報提供して参ります。
6	別表第一 211 ニ・ニージブ ロモ―ニ―シアノア セトアミド	別名 2, 2-ジブロモ―3-ニトリロブプロピオンアミド、DBNPAを、付記して欲しい。	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の一般名・慣用名等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。
7	別表第一 211 ニ・ニージブ ロモ―ニ―シアノア セトアミド	二百十一ニ・ニージブロモ―ニ―シアノアセトアミド(通称DBNPA)は、世界各国の水処理、製紙工場などで古くから広く使用されており、その安全性、環境中での速やかな分解性について多くの研究がなされ、安全性に関する報告がなされているため、第一種指定化学物質に指定すべきではない。(同様の意見が他に2件あり)	生態毒性について、魚類の96時間LC50:0.55mg/l(AQUIRE)であることから、審議会答申に則り、指定しております。

通し 番号	政令第何号の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
8	別表第一 225 N,N-ジメチ ルドデシルアミン＝ N-オキシド	N,N-ジメチルドデシルアミン＝N-オキシドについて、対象物質見直し合同検討会の案ではアルキルとなっていたので、政令でドデシルと炭素数を12のものに限定せず、他の炭素数のものも含んだアルキルという表示にすべき。	当該物質は、化管法対象物質見直し合同会合の報告において「N,N-ジメチルドデシルアミン＝N-オキシド」として第一種指定化学物質候補とされており、改正案においても同一の名称で第一種指定化学物質としています。
9	別表第一 334 四-ヒドロキ シ安息香酸メチル	当該物質は、医薬品・化粧品の添加物として多く使用され、安全性については過去から非常に多くの文献がある。生態毒性についてミジンコ繁殖阻害NOECの結果がクラス2であったことが候補の根拠になっているが、当該物質の分解度予備試験では100%分解されていることから、候補物質から除外すべき。	生態毒性について、甲殻類の21日間NOEC:0.2mg/l(環境省生態毒性試験報告))であることから、審議会答申に則り、指定しております。
10	別表第一 409 ポリ(オキシエ チレン)＝ドデシル エーテル硫酸エス テルナトリウム	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムについて、対象物質見直し合同検討会の案ではアルキルとなっていたので、ドデシルと炭素数を12のものに限定せず、他の炭素数のものも含んだアルキルという表示にすべき。	当該物質は、化管法対象物質見直し合同会合の報告において「ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム」として第一種指定化学物質候補とされており、改正案においても同一の名称で第一種指定化学物質としています。
11	別表第一 421 ポリ(オキシエ チレン)＝ドデシル エーテル硫酸エス テルナトリウム	「四-メチレンオキセタン-2-オン」は、一般的な名称である「四-メチレンオキセタン-2-オン」とすべき。	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の一般名・慣用名等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。
12	別表第一 455 モルホリン	出典元のEHCには、染色体異常、微小核形成、遺伝子突然変異は発見されなかったと記載されている。また、Migukina (1973)によって豚とねずみの骨髓細胞からの染色体異常に関する報告について書かれているが、研究レポートとしては欠陥を含んでいると書かれている。他の文献にMorpholineの変異原性は陰性であると示している論文がある。以上より、Morpholineの変異原性が陽性という結果に異義を唱える。	変異原性について、染色体異常試験でin vivo陽性であること(EHC, 1996)と、吸入慢性毒性について、ラットの104週間NOAEL: 6.4mg/m3であること(環境省初期リスク評価(2005))から、審議会答申に則り、現状のとおりとします。
13	別表第一 8 ニアクリル酸ヘ キサメチレン 208 ニ・六-ジ ターシャリーブチル -四-クレゾール 421 四-メチレン オキセタン-2- オン 448 メチレンビス (四-フェニレン) ＝ジイソシア ネート	新規に第一種指定化学物質に追加指定された以下の4物質の名称に関し、当該化学物質を取扱っている製造現場の管理者もしくは担当者による見落とし、届出漏れなどが発生することを防止するため、別名として一般名もしくは慣用名を併記すべき。 1)新政令No.8:1,6-ヘキサジオール ジアクリレート(HDDAもしくはHDA) 2)新政令No.208:BHT 3)新政令No.421:ジケテン 4)新政令No.448:ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の一般名・慣用名等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。

通し 番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
14	別表第一 276 ドデシル硫酸 ナトリウム 別表第二 7 アルキル硫酸エ ステルナトリウム (アルキル基の炭 素数が十六から十 八までのもの及び その混合物に限 る。)	アルキル硫酸ナトリウムは、炭素数12のものが第一種対象物質に追加され(1-276ドデシル硫酸ナトリウム)、炭素数16~18のものが第二種対象物質に追加された(2-007アルキル硫酸エステルナトリウム)が、炭素数14のものを除外してよいのか。	炭素数が14個のアルキル硫酸ナトリウムについては、有害性・ばく露情報が化管法選定基準に合致しなかったため、指定物質としていません。
15	別表第一 242 ニーサルホヘ キサデカン酸―― ーメチルエステルナ トリウム塩 389 ヘキサデシル トリメチルアンモニ ウム＝クロリド	1-242及び1-389はそれぞれ炭素数が特定されているが、他の炭素数のものはないのか、検討し、製造されているようなら、同様に指定すべき。	ニーサルホヘキサデカン酸――ーメチルエステルナトリウム塩及びヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリドの炭素数が異なる物質については、有害性・ばく露情報が化管法選定基準に合致しなかったため、指定物質としていません。
16	政令番号	指定物質を削除する場合はその政令番号を欠番、追加する場合は既存のもの最後に追加していくか、枝番を付けるなどして、現行の政令番号が変わらないようにすべき。また、対象物質の政令番号の変更等を、政令施行日から実施することは現実的に対応が困難であり、十分な経過措置期間を設けるべき。 (政令番号に関する同様の意見が他に11件あり)	今回の物質見直しにおいて相当数の物質の入替え、一種・二種間の入替え、既存指定物質の統合・分割を行っています。また、対象物質見直しは今後も必要に応じ行うことが見込まれています。以上のことから、欠番・枝番式等にするなど標記が非常に複雑になり、今後の対応が困難となることから新たに番号を付与しています。 なお、事業者においてMSDSの修正等に時間を要することを考慮して、施行日を平成21年10月1日としています。
17	その他	今回の指定化学物質の変更において、どの物質が削除され、どの物質が追加されたのか現状公開されている資料ではわかり難い。別添資料として、削除された物質や追加された物質等の一覧表をExcelで公開すべき。	改正後の指定化学物質についての適切な届出に向けて、現行の指定化学物質からの入れ替えを示す一覧等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。
18	その他	「指定化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」の第三条一ア(2)で定められている提供しなければならない情報から「政令番号」を削除し、任意でよいことにすべき。 (同様の意見が他に1件あり)	PRTR届出事業者(MSDSの受手側)の利便性を考慮すると、現時点では政令番号の記載は必要と考えています。なお、事業者の利便性向上に向けた取組について今後とも検討して参ります。
19	その他	環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者である業種から燃料小売業を削除すべき。ガソリン成分のベンゼンの排出量(t/年)を燃料小売業÷全体(届出外含む)で見ると1%程度しかない。このことから、全業種の半数にも及ぶ2万もの事業所に届出書提出の負担を課すべきではなく、これまで蓄積したデータなどから推計するべきであるとする。	業種の指定については、審議会等の議論を踏まえ、今後とも検討して参ります。

通し 番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
20	その他	政令の運用に際しては、今回の改定で削除された指定化学物質にもMSDSを提供するよう指導すべき。	環境での存在にかかる判断基準を満たさなくなった現行対象物質については、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質であること等から、化管法におけるMSDSの提供の義務はなくなるものの、事業者による自主的な取組として、今後ともMSDSの提供を継続するよう求めて参ります。
21	その他	MSDSを業者や業界団体のホームページ上で公開するよう指導すべき。	事業者間で適切にMSDSが提供されるよう引き続き求めて参ります。
22	その他	PRTR届出義務者である医療業には、衛生害虫等駆除を目的に薬剤処理を実施する防除業者、食品衛生や住環境衛生保持のため薬剤を使用する事業者、感染症対策の消毒業務を実施する地方自治体を含むことを明記し、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤ほかを使用する業者や地方公共団体に、PRTR届出を義務付けるべき。	御指摘の衛生害虫等駆除を行う防除業者等は、保健衛生業等に該当し、医療業には該当しません。業種の指定については、審議会等の議論を踏まえ、今後とも検討して参ります。
23	その他	届出対象事業場が毎年きちんと届出しているかどうか、チェックする仕組みを強化すべき。有害化学物質の環境中への排出量を把握するためには、届出排出量の把握が重要であり、届出しない事業者がなくなるようにチェックする体制を強化すべき。	PRTR制度の適切な届出の励行について、関係省庁及び地方公共団体等関係機関と連携のうえ、引き続き取組んで参ります。
24	その他	厚生労働省のGHS－SDSと歩調を合わせて対象物質の統一化を進めるべき。	各法律の目的に応じて、対象物質の選定が行われますが、GHS危険有害性分類事業等について、関係省と連携のうえ、引き続き取組んで参ります。

国連環境計画における国際的な水銀対策に関する検討の動向について

平成 20 年 12 月 25 日

環境保健部環境安全課

1. 国連環境計画における国際的な水銀対策に関する検討

- 国連環境計画 (UNEP) では、2001 年より、地球規模での水銀汚染に関連する活動 (UNEP 水銀プログラム) を開始。
- 2007 年 2 月、ナイロビで開催された第 24 回 UNEP 管理理事会では、水銀の世界的な需給と貿易に関する報告書等が提出され、議論の結果、水銀対策のための条約策定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループ (アドホック公開作業グループ (OEWG)) の設置等の決定が採択された。
- この決議を受けて開催された第 1 回 OEWG 会合 (2007 年 10 月、於：タイ) 及び第 2 回 OEWG 会合 (2008 年 10 月、於：ケニア) を通じ、
 - ① 今後国際的に実施すべき対策の包括的な枠組みに含まれる要素として、水銀供給の削減、製品及び製造プロセスにおける水銀需要の削減等のリストアップ (参考 1) を行うとともに、
 - ② 今後の包括的枠組みの選択肢として、新規の独立した条約の策定及び自主的取組の促進の 2 つに絞り、その内容とそれぞれの得失をまとめた。
- OEWG 会合の結果は、平成 21 年 2 月に開催される第 25 回 UNEP 管理理事会に報告され、同管理理事会において報告に基づく決定がなされる予定。

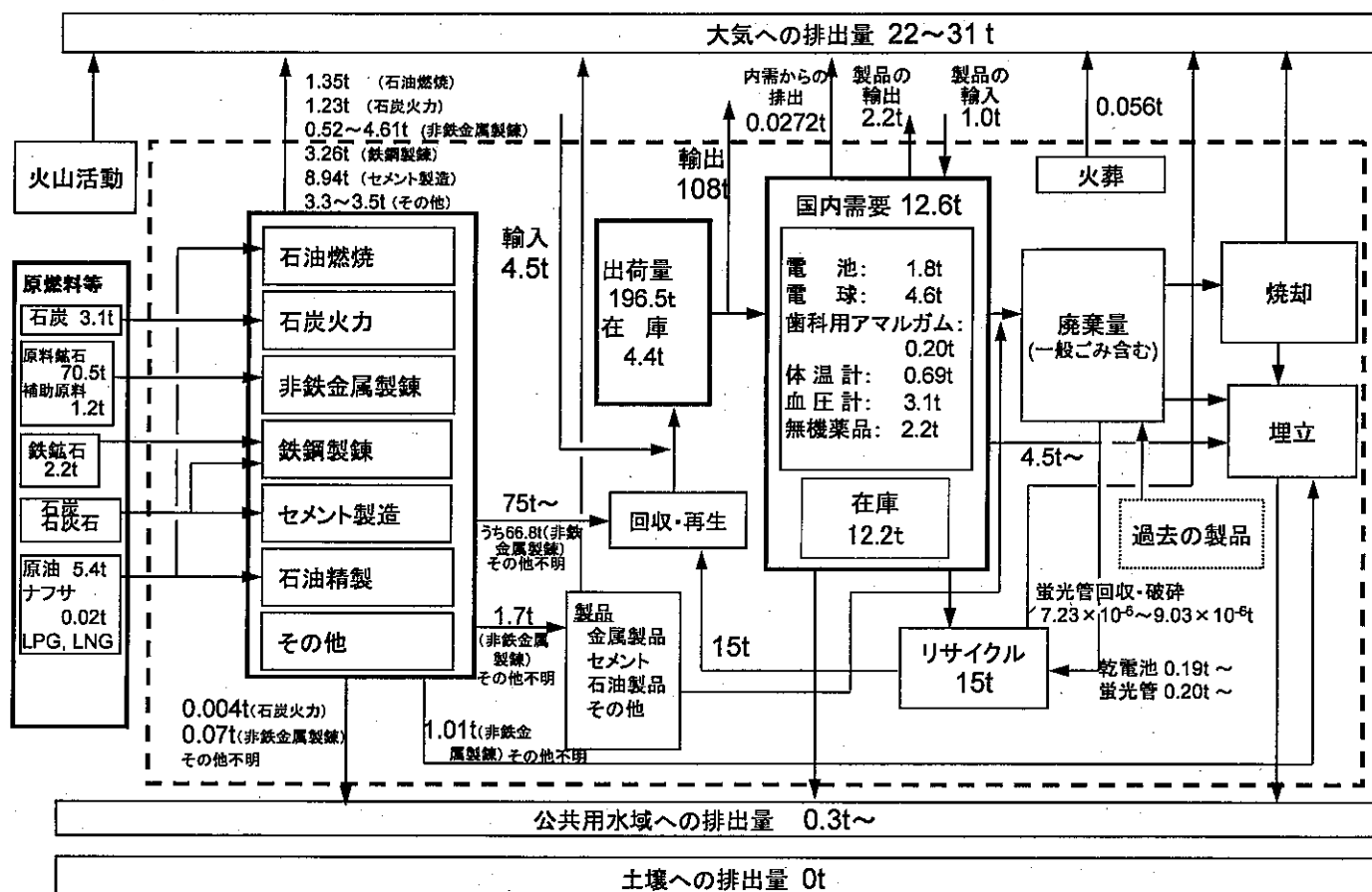
2. 我が国の水銀使用等の現状及びスタンス

(1) 我が国の水銀使用等の現状

- 現時点では水銀の国内鉱出はなく、すべての国内需要について廃棄物・鉱滓からの回収によって対応。
- 塩素アルカリ工業等産業における水銀使用工程及び農薬等への使用についてはすでにプロセス及び製品代替措置済み。また、水銀の代替が不可能な電池・電球等の製品に含まれる水銀については、世界的に見ても最小量のみを使用。これらにより、国内需要は、1964 年のピーク時 (約 2500 トン) から大幅に減少 (2005 年、約 10 トン)。
- 鉱滓及び電池・電球等の廃棄時から回収される水銀は、年間約 90 トン程度。国内需

要は約 10 トン程度であり、余剰を国外に輸出。

- 2005 年度の各種統計及びヒアリング結果等から、我が国からの年間の水銀の大気への排出量は 22～31 トン程度、公共用水域への排出量は 0.3 トン程度と見積もられている。



注) 1. 図中の一部の数値については、出典の異なる数値を合わせている。
2. 在庫は期末時点での在庫量を示す。

図 1 我が国の水銀に関するマテリアルフロー

(2) 我が国のスタンス

- 水俣病経験国として、世界各国における水銀対策の強化を歓迎。
- 水銀汚染の世界的広がり及び途上国における排出の伸び等を念頭に置けば、これら国際的な対策は、途上国も含めたできる限り多くの国及び多様な主体の参加の下に進められるべきであり、多くの国の参加を可能とするような枠組みが必要。
- 条約等法的拘束力のある文書及び自主的取組の選択については、まず、国際的な水銀管理のために必要な対策の内容を議論することが必要。対策の内容が、国際的な法

的拘束力を必要とすると十分認識されるものかどうかを精査し、法的拘束力のある文書で対応すべき内容と自主的取組で対応可能な内容について整理し、それぞれについて相応の文書の形態を取る混合型を志向。

- 一方、一般的に、文書の作成及び採択には時間を要する。このため、現実的には、まず、各国の自主的取組によって、水銀使用量の削減や途上国への技術支援を進め、並行して法的拘束力のある文書の検討を進める必要がある。

3. 世界の水銀使用等の状況とスタンス

(1) 世界の水銀需要量の状況

2005 年における世界における水銀需要量をみると、最も多いのは小規模金採掘への需要量であり、次いで、塩化ビニルモノマー製造工程、塩素アルカリ工業となっている。

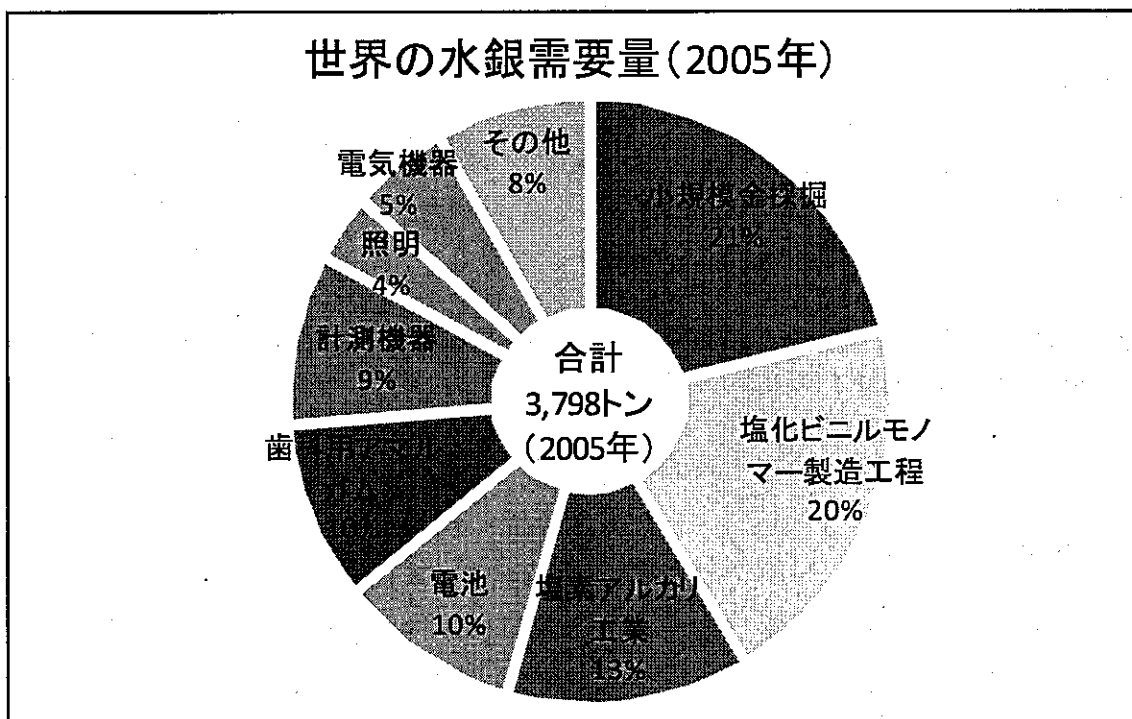


図2 世界の水銀需要

(出典：Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment, Draft for Information (2008 年 9 月))

(2) 各地域の水銀排出量の推移 (1990～2005 年)

UNEP 水銀排出量報告(案)において 1990 年から 2005 年の世界各地域の排出量の推移を見ると、アジア地域の排出量は他地域に比較して多く、かつ増加の傾向にある。

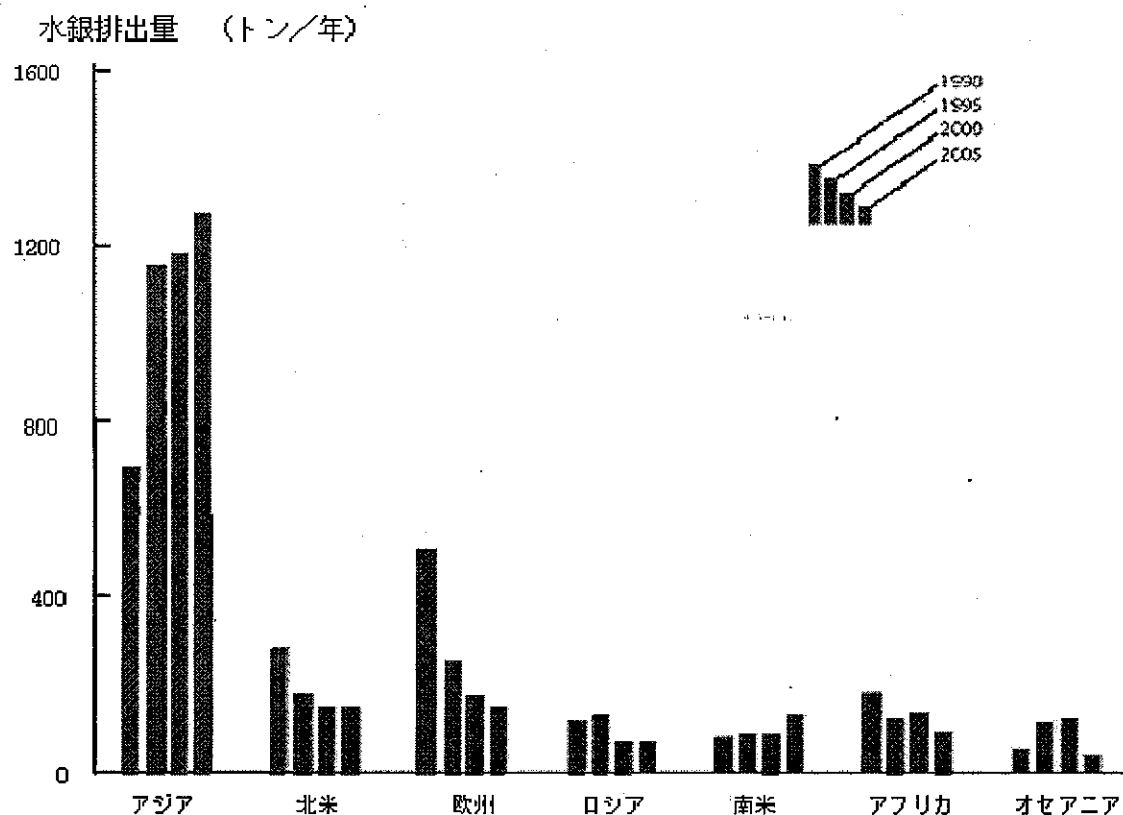


図3 各地域からの水銀排出量

(出典：UNEP Global Atmospheric Mercury Assessment : Sources, Emission and Transport (Sample layout 26-09-08) を元に作成)

(2) 各国のスタンス

欧州、アフリカ、中東欧、小島嶼国等は法的拘束力のある文書の策定を支持。米、中、印、アルゼンチン等は自主的取組の推進を支持(参考2)。

(参考1) 国際的な水銀管理に「共通な要素」

I 「共通な要素」

2008年10月に開催された第2回水銀公開作業グループ(OEWG2)においては、世界的な水銀対策に取り組むための政策枠組みの要素として、以下の事項をとりまとめた。これらは、将来の管理方策は、法的拘束力のある文書であろうと自主的取組であろうと共通した要素がある、との認識に基づいている。

ただし、OEWG2においては、要素の詳細については意見の隔たりがなおも見られたため、「これら要素は詳細にわたっては未だ同意に至っていないが、広い支持を得ている」ものとの留意事項が付されている。

II 各要素の概要

1. 水銀供給の削減

- ・水銀の世界的供給を低減することで水銀の生態圏への放出を最小化。
- ・以下に挙げる供給源からの水銀供給の削減又は廃絶に関する目標やターゲット及び期限を設定することが考えられる。

- (a) 水銀の一時産出
- (b) クロロアルカリ製造廃絶
- (c) 水銀のストックパイル
- (d) (他金属の) 鉱出の副産物
- (e) リサイクルや他の供給源由来の水銀

- ・水銀供給の低減は、供給源の階層構造的性によって代替品が利用不可能である分野等を認識しつつ、可能な範囲での水銀の削減又は廃絶に関する目標やターゲット及び期限を設定することで達成される。新規一次鉱出の禁止や既存鉱出のフェーズアウトは、各国の状況を考慮に入れつつ実行されるべき。

2. 製品や製造プロセスにおける水銀需要の削減

- ・水銀や製造プロセスにおける水銀の需要を低減することで、上記のようなばく露や排出を最小化。これは、例えば、可能な範囲で、下記のような事項を発展させ、実施することが考えられる。

- (a) 国固有の、セクター別又は全体としての供給低減に関する目標、ターゲット及び期限の設定
 - (i) 新規の製造設備建設の禁止若しくは既存設備の使用拡大
 - (ii) 各製品や製造プロセスの、既定の日時までのフェーズアウト
 - (iii) 蛍光灯等水銀代替品の無い製品中の水銀含有基準の策定
- (b) 代替品の開発の促進や改良された材料、製品、プロセスの使用のための情報交換ツールや指針
- (c) 非水銀代替品の使用を含む BAT/BEP や下記に挙げる部門における需要低減のための相当の手法
 - (i) 小規模金採掘
 - (ii) 塩化ビニルモノマーや塩素アルカリ製造
 - (iii) 製品や梱包
 - (iv) 歯科治療における使用

3. 水銀の国際的な貿易の削減

・水銀の国際的な貿易の削減がヒトばく露の低減に資すると考えられる一方、適切な代替品が存在しない製品及び製造プロセスにおける必要欠くべからず用途（エッセンシャルユース）や環境上適切な管理のための貿易の必要性を認識することが必要。

・水銀の貿易は、各国国内市場における供給を可能にし、結果として水銀は低価格・高需要の状態が継続される。このような貿易は、水銀化合物や水銀含有製品の貿易と同様、環境的に水銀や水銀廃棄物が適正に扱われないような地域を含む広い範囲にまで水銀を行きわたらせることになる。需要や供給の削減と呼応して、下記の事項を含む行動をとる必要がある。

- (a) 元素水銀の貿易の制限やフェーズアウト並びに水銀化合物に対する類似措置
- (b) 水銀含有製品中の低減
- (c) 水銀の貿易に対する PIC プロセスの適用
- (d) 水銀の貿易監視のためのデータ報告システムの開発

4. 水銀の大気への排出の低減

・人為的発生源の主要部門からの水銀の環境への排出を低減、最小化、そして可能であれば廃絶。

・ヒト影響や環境に関する国レベル若しくはグローバルレベルでの優先事項との共益をもたらす複数の汚染物質について同時に削減を行うアプローチに（multi pollutant approach）について考慮することが必要。

- (a) 下記を含む国家行動戦略の策定や、可能な場合には地域的、サブ地域戦略の策定
 - (i) 現在の及び将来の排出の算出
 - (ii) 排出に関する法律、政策の有効性評価
 - (iii) 非意図的使用由来排出の低減若しくは可能であれば廃絶及び非意図的排出の最小化
 - (iv) 戦略、行動の定期的な見直し
 - (v) 戦略実施のスケジュールの作成
- (b) 国別、地域別、部門別の主要排出減に対する行動戦略、ターゲット、期限の制定。小規模金採掘のような特定の部門においては、排出の低減や廃絶につながる統合された開発行動が重要。
- (c) 代替品の開発の促進や改良された材料、製品、プロセスの使用の促進
- (d) 新しい排出源
 - (i) 特定の分野に対して…BAT や BAT に相当する手法の使用の段階的实施や BEP 使用の促進
 - (ii) その他の主要分野に対して…BAT や BAT に相当する手法及び BEP の使用促進
- (e) 既存の排出源に対しては、主要な部門における、国内実施戦略に沿った BAT/BEP、環境上適正な技術及びこれらに準ずる手法の利用を促進することや可能な範囲で、実施戦略に沿ったグローバルシナリオを視野に入れておくこと

5. 水銀含有廃棄物の環境上適正な管理の達成

・水銀含有廃棄物を環境上適正な管理をすることによって、水銀の人為的な排出を削減。

- (a) ライフサイクルアプローチを用いた BAT/BEP に関する文書の作成、普及
 - (i) 水銀含有廃棄物の発生抑制
 - (ii) 水銀含有化合物の分別回収、分離、輸送及び環境上適正な処置
 - (iii) 廃棄物焼却、埋め立てからの水銀排出の削減
- (b) バーゼル条約との親密な協働
 - (i) 水銀含有廃棄物及び水銀化合物の貿易の禁止、フェーズアウト。（輸出国に環境上適正な処理施設が存在しない場合等、環境上適正な処理を目的とした貿易は除く）

- (ii) 水銀含有廃棄物に関するバーゼル条約の技術指針の更なる発展及び実施や途上国や経済移行国におけるこれら指針の実施支援

6. 水銀の環境上適正な保管法の開発

- ・水銀は地球の不滅の構成物である。人為的発生由来の水銀は、可能な限り環境への排出可能性が小さくなるような手法で管理されなくてはならない。
- ・環境上適正な、長期的な国別若しくは地域・サブ地域別の保存法を開発・使用することで、水銀ストックパイル及び廃棄物からの水銀の排出を低減若しくは廃絶。
 - (a) BAT/BEP の指針や下記に対する消費者・生産者を含むステークホルダーの役割や共通の責任に関する文書を開発・普及させること
 - (i) 長期、短期的な保管
 - (ii) 既存のストックパイルの管理
 - (b) 水銀含有廃棄物の管理や輸送に関し、バーゼル条約との緊密な協働

7. 既存の汚染サイトの修復の実施

- ・既存の汚染地域を修復することによって、水銀の排出や将来における排出の可能性を減らすことである。これは下記によって達成される。
 - (a) 汚染地域の特定、評価、優先付け及び修復に関する実施戦略や方法の策定
 - (b) 水銀汚染地帯を特定するためのガイドラインや下記に対する BAT/BEP 指針の作成及び普及
 - (i) 水銀汚染の拡散防止
 - (ii) 汚染地域の管理や可能な場合には修復・回復

8. 知識の増強

- ・水銀に関するデータや情報の（各国間の）格差を埋める。
 - (a) 国内での使用、消費、環境への排出に関するインベントリ
 - (b) 多様な媒体中での水銀の現在のレベルの測定
 - (c) 水銀や水銀含有化合物のヒトへの健康（特に影響を受けやすい集団）や環境に対する影響の評価やこれらの情報の普及
 - (d) 水銀の移動や変換、環境中運命挙動に関する情報
 - (e) 水銀及び水銀化合物の商業、貿易量に関する情報
 - (f) 情報収集や既存情報の共有の強化

9. その他分野横断的取組事項

- (a) 水銀管理に関する情報交換のための、既存及び新規の手順、手法、メカニズムの使用及び開発による情報交換（場合によっては下記を含む）
 - (i) ナショナルフォーカルポイントの特定
 - (ii) 情報交換のための仕組み（クリアリングハウス）
- (a) bis. 既存及び新規の手順、手法、メカニズムの使用及び開発による国民の意識向上
- (b) 行動戦略
 - (i) 国、地域、サブ地域において開発、実施されるもの
 - (ii) 広く一般的に入手可能なもの
 - (iii) 定期的に見直され、更新されるもの
- (c) 下記のモニタリングや報告、見直し
 - (i) 実施戦略の当該者自身による見直し
 - (ii) 報告及び実施
- (d) バリ戦略計画を念頭に置いた、途上国や経済移行国における適切かつ十分な財政的、技術的支援に関する特別なニーズに関する認識

- (i)新規且つ追加的な資金源の提供や、途上国や経済移行国における、貧困撲滅戦略に沿った環境上適正な行動を実施するための能力を開発・強化するための技術支援、技術補助を提供するもの
- (ii)将来の資金源や支援に関する見通しを明確にするため、UNEP 水銀プログラムのような新規若しくは既存の施設やプロセスを利用するもの
- (iii)効率性について定期的に見直されるもの

(e)下記を含む効率の評価及び参加のレビュー

- (i)枠組みの目標達成のための効率の定期的な評価
- (ii)枠組みの下での行動や参加が十分であるか、また改訂が必要であるかどうかに対する判断

(参考 2)

水銀に関する国際的管理に関する諸外国のスタンス及び動向

(1) 欧州

法的拘束力のある文書として、新規の独立した条約の策定を志向。

なお、2008 年 9 月 25 日、欧州理事会において、欧州域外への水銀の輸出禁止及び現在塩素アルカリ工業等に使用されている水銀の長期保管を義務づける法案が採択され、2011 年 3 月施行予定。

(2) 米

これまでの会議（大統領選前）においては、自主的取組を志向。

なお、2008 年 10 月 14 日、米国からの水銀の輸出禁止及び水銀の長期保管を義務づける法案が成立。右法案はオバマ氏が共同提案者の一人であるため、今後米の対応振りが変わる可能性有り。

(3) インド、中国、アジア太平洋地域

2008 年 9 月に日本国環境省が主催したアジア太平洋地域コンサルテーション会合においては、地域としてのコンセンサスには至らなかったが、法的拘束力のある文書のスコープ（盛り込むべき内容）についてまず明確化すべきとの主張が中国、インド等から再三にわたり行われたほか、化学物質に関する条約・議定書が増えることによる負担増を懸念するとの主張が小規模諸国より行われた。

(3) アフリカ、中東欧、小島嶼国

法的拘束力のある文書を志向。

(4) ラ米

地域グループとしてコンセンサスに至らず。

平成 20 年 12 月 25 日

環境保健部環境安全課
環境リスク評価室

平成 20 年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム

(第 11 回化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム)

(第 7 回小児等の環境リスクに関する国際シンポジウム)

1. 概要：

環境省は、環境リスクを科学的に評価し、その低減を図るために様々な取組を行っている。本シンポジウムは、その一環として、化学物質の内分泌かく乱作用や小児・胎児の発達・発育への影響など、環境保健分野における諸課題について、国内外の正確な情報を市民、産業、行政等の全ての者が共有し、相互に意思疎通を図ることを目的として開催している。

今回、第一日目には、京都大学教授の内山巖雄氏を総合司会に迎え、小児を取り巻く環境と健康影響について、「未来に翔く子どもたちのために」と題した公開シンポジウムを開催し、国内外の現状と問題点、今後の取り組みについて分かりやすく紹介した。

また、第二日目には、国内外の専門家による公開セッションにより、化学物質の内分泌かく乱作用に関する研究の今後の展望や環境中の化学物質とアレルギーに関する研究、現在、世界各国で進められている小児環境保健に関する疫学調査の現状や課題について紹介した。

2. 日時：

平成 20 年 12 月 14 日(日) 13:00～13:15 開会式

13:15～16:30 公開シンポジウム

15 日(月) 9:00～18:00 専門家による公開セッション 1～3

3. 場所：

東京ビッグサイト（東京国際展示場）

東京都江東区有明 3-21-1

4. 協力：

東京都、(社)日本医師会、(社)日本看護協会、(社)日本栄養士学会、(財)日本公衆衛生協会、(社)日本アレルギー学会、日本公衆衛生学会、(社)日本産科婦人科学会、(社)日本小児科学会、(特)日本免疫学会、日本内分泌攪乱化学物質学会

改正石綿救済法施行に係る周知・広報

1. 施行通知（環境企発第 081021002 号 環境保健部長発 独立行政法人環境再生保全機構宛）の周知

- ・都道府県、保健所設置市、特別区に通知
- ・日本医師会に対し、会員への周知を依頼
- ・日本病院団体協議会に対し、同協議会加入の病院団体への周知を依頼

2. 広報

【政府広報】

- ・テレビ放送（ご存じですか〜くらしナビ最前線〜、MY JAPAN）
- ・ラジオ放送（栗村智のHAPPY!ニッポン!）
- ・広報誌等（Cabi ネット、音声CD 明日への声）
- ・雑誌広告（週刊文春、週刊新潮、日経ビジネス、女性セブン、女性自身等）
- ・新聞広告 全国紙（朝日・読売・毎日・日経・産経）5段カラー（予定）
ブロック紙（北海道、東京・中日、西日本）5段カラー（予定）
地方紙65紙5段カラー（予定）
- ・政府広報HP お役立ち情報

【環境省実施】（取材対応等）

- ・広報誌（エコジン）、新聞（環境新聞）

【環境再生保全機構実施】

- ・ラジオ放送（20秒のメッセージを1ヶ月間放送）
- ・ポスター、ちらし
- ・新聞広告 全国紙（朝日、読売、毎日）7段カラー
地方紙48紙5段カラー
自治体広告折り込みちらし（尼崎市等、12自治体）
- ・学会 日本肺がん学会総会（イブニングセミナー開催）
日本呼吸器学会東海地方会（セミナー開催）

3. 保健所に対する説明会

各地方環境事務所及び環境再生保全機構が保健所担当者に対し、改正法及びその受付業務に関する説明会を実施。

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正法》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。



※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正法》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行法】救済なし⇒【改正法】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給

法施行日 (H18.3.27) 死亡

認定申請することなく死亡

その遺族に対して特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給

※請求可能期間は死亡から5年間

※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」→「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正法》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正法のカバー範囲

(H13.3.26)

(HXX.X.X)

(H18.3.26)



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正法》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

石綿肺について

疾病の概念

- ・ 石綿を大量に吸入することにより、肺が線維化するじん肺の一種。
- ・ 肺の線維化を起こすものとしては石綿以外の鉱物性粉じんをはじめ多くの原因があげられるが、このうち石綿のばく露によっておきた肺線維症を石綿肺とよんでいる。
- ・ 通常、石綿を職業性に大量に吸入ばく露した労働者に起こり、石綿ばく露開始から 10 年以上経過して石綿肺の所見が現れる。
- ・ 一般環境ばく露による石綿肺の発症例はこれまでに報告されていない。

症状

- ・ 初期症状として労作時の息切れ、咳、痰が多くみられる。
- ・ 石綿ばく露を中止した後も症状が徐々に進展して肺機能の著しい低下をきたす場合があるが、肺がん、中皮腫と異なり、短期間で死に至ることはない。
- ・ また、肺がん、中皮腫、気胸、胸水、気管支炎などを合併することもあるため、注意が必要である。
- ・ 石綿ばく露作業に従事したことがあり、石綿肺の所見が見られる者では、肺がん発症の危険が 2 倍以上に高まると考えられている。

診断

- ・ 胸部エックス線検査で、両側下肺野（肺の下部）の線状影を主とする不整形陰影としてみられる。
- ・ 石綿肺の診断は必ずしも容易ではなく、しばしば特発性肺線維症との鑑別に困難をきたすことがある。
- ・ 診断には石綿ばく露作業歴の確認が重要である。

治療

- ・ 石綿肺に対する本質的な治療法はなく、咳、痰に対する鎮咳剤や去痰剤の投与、慢性呼吸不全に対する在宅酸素療法などの対症療法を行う。

「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」について

平成 20 年 12 月

石綿健康被害対策室

1 開催目的

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）においては、同法の施行（平成 18 年 3 月 27 日）後 5 年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うこととされている。

この一環として、石綿による健康影響に係る医学的事項について、専門的見地から検討を行うため、環境保健部長の招集により、本検討会を開催する。

本検討会で得られた結論を基に、必要に応じて、中央環境審議会において、具体的な制度化等に係る検討を行う。

2 主な検討事項

（１）非腫瘍性石綿関連疾患（石綿肺等）について

- ・ 疾病の概念、発生しうる集団、発生頻度等
- ・ 特発性間質性肺炎等との鑑別
- ・ 仮に石綿肺を指定疾病に加えた場合の判定基準に係る課題

（２）指定疾病（中皮腫、肺がん）の判定方法等の検証について

（３）その他

3 進捗状況

第 1 回検討会 10 月 21 日（火）

第 2 回検討会（症例検証） 11 月 11 日（火）

第 3 回検討会（症例検証） 12 月 21 日（日）

第 4 回検討会 年度内開催予定

※ 平成 21 年秋頃を目途に報告書を取りまとめ

指定疾病（中皮腫、肺がん）以外の疾患の取扱いに関する指摘等

1. 中央環境審議会答申（抄）（平成18年3月2日）

「・・・その他の疾病^{*}については、様々な原因で発症するものであり、客観的な職業ばく露歴がなければ他の原因によるものと区別して診断することが難しいこと、職業性疾病として知られてきたものであり、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないことなどから、今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当である。」

※石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚をいう。

2. 石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年2月3日 参議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（中略）

六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。」

3. 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年1月31日 衆議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。」

4. 石綿による健康被害の救済に関する法律 附則

「第六条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」

< 検討会メンバー >

(○：座長)

審良 正則 独立行政法人国立病院機構
近畿中央胸部疾患センター放射線科部長

石川 雄一 財団法人癌研究会癌研究所病理部長

井内 康輝 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授

岸本 卓巳 独立行政法人労働者健康福祉機構
岡山労災病院副院長

神山 宣彦 東洋大学経済学部教授

酒井 文和 埼玉医科大学国際医療センター放射線科教授

坂谷 光則 独立行政法人国立病院機構
近畿中央胸部疾患センター院長

三浦 溥太郎 社団法人地域医療振興協会
横須賀市立うわまち病院副院長

○森永 謙二 前独立行政法人労働安全衛生総合研究所
特任部長